

周波数オークションに関する懇談会
ヒアリング資料

周波数オークションの検討にあたって

平成23年6月10日
株式会社ケイ・オプティコム

「光の道」構想に関する基本方針（平成22年12月14日決定・公表）

第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早期に検討の場を設けて議論を進める



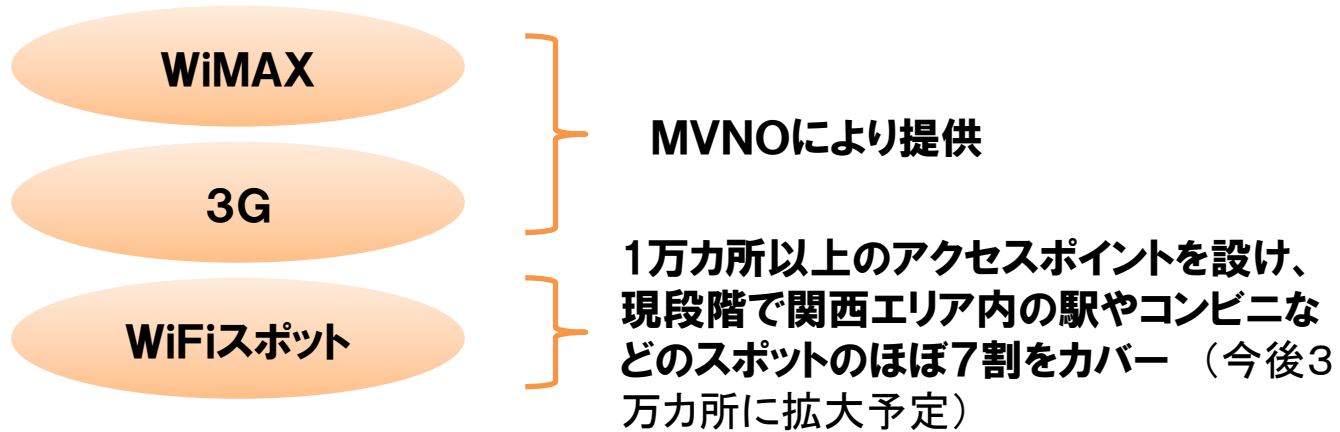
第4世代移動通信システム等、モバイル事業用の周波数割当て時に、周波数オークションが実施される場合を念頭に、意見を述べさせていただきます

○弊社は、近畿2府4県をサービスエリアとして、主に固定通信サービスを提供

個人向け:光ファイバ通信サービス(eo光ネット、eo光電話、eo光テレビ)等

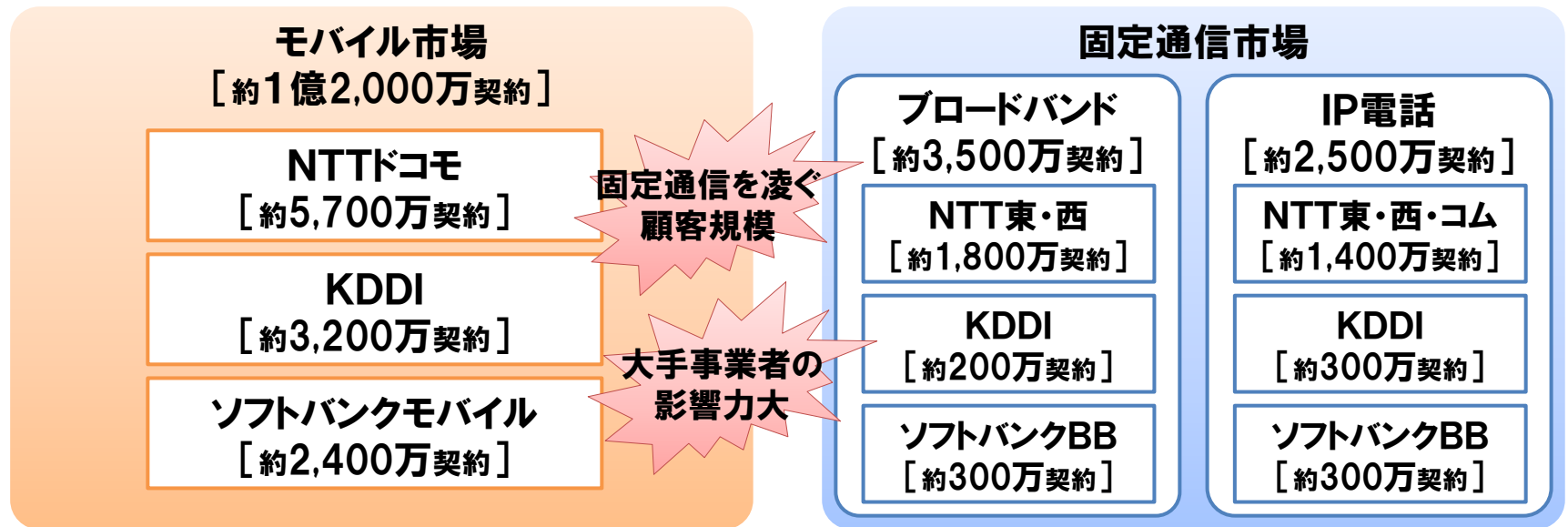
法人向け:VPNサービス、専用線サービス、インターネット接続サービス 等

○近年の高機能モバイル端末の登場等による屋外でのブロードバンドニーズの高まり、それに伴う固定通信離れの可能性を踏まえ、モバイル通信サービスの提供も開始



有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場の活性化には、新規事業者への周波数割当てに加え、「MVNOによる競争促進」も重要

- 現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持している
- また、モバイル事業者を中心とした「企業グループ」全体での顧客基盤やブランド力をもとに、あらゆるレイヤを通じて、情報通信市場全体に影響力を拡大しつつある



※H23.3総務省報道資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(H22.12末)」より

このような状況下においては、
活発な競争が行われるよう、新規参入を促進することが一層重要

①何より、国民利益を損なうことのないよう十分な配慮が必要

- ・落札額の高騰は、結果して設備の脆弱化や利用者料金の高止まりを引き起こしかねない
- ・入札額だけで判断すると、オークションによる周波数割当て後、破たんし、当該周波数を有効活用できない事態を招くリスクが高まる

➡ **入札額だけでなく、事業性も十分考慮して事業者選定を行うことが必要**

②新規事業者の参入等、競争を促進する仕組みが、一層必要

- ・事業参入機会が、資金豊富で、設備等のリソースを既に保有している少数事業者に限定される可能性が今以上に高まる
- ・周波数の割当てを受けていない事業者は、MVNOとしてモバイル市場に参入するしかない
- ・有限希少な周波数を利用する点において、固定通信市場と異なり、そもそも閉鎖性が高いモバイル市場の寡占化が加速するおそれ

➡ **既存の周波数割当て事業者と、オークションによる周波数割当て事業者との間のイコールフットイング(周波数コスト負担等)を担保する等、周波数割当てを受けての新規参入インセンティブが働くような制度設計が必要**

➡ **オークション時に、MVNOへの開放(開放条件の事前設定、価格透明性確保のための情報開示等)を義務付ける等、MVNOの参入促進が必要**

※その際には、オークションによる周波数割当て事業者とのイコールフットイングの観点から、既存の周波数割当て事業者にも同様の義務を課すべき

○現状、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていない

《MVNOでのサービス提供上の課題》

課題1

弊社IPアドレスの付与やセッション管理に制約があり、柔軟なサービス設計ができない



少なくともレイヤ2接続が必要
⇒MNOによるレイヤ2接続機能の充実が望まれる

課題2

現状のレイヤ2接続の料金水準では、1ユーザあたりの帯域を十分確保できそうにない



料金の妥当性・適正性検証が必要
⇒検証の実施、検証のための情報開示が望まれる

課題3

事業者切り替えの都度、端末を買替えるといった普及障壁がある



利用者が柔軟に端末を選択できることが必要
⇒SIMフリー端末の拡大が望まれる

MVNO事業振興の観点、また周波数割当て事業者間のイコールフットिंगの観点から、既存の周波数割当て事業者を含めて、

- ・接続メニュー又は卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等)
- ・接続料又は卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、及び当該検証に資する情報の開示
- ・SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化

等の取組みが進むよう措置すべき